

よこすか元気ファンド

NPO支援基金

(旧名称：市民公益活動団体支援基金)

NPO（市民公益活動団体）が行う公益的な活動については、地域における課題解決など、社会的なニーズにきめ細かく対応できるものとして、大きな期待が寄せられています。

NPO支援基金（よこすか元気ファンド）は、皆さまからの寄附金を活用して、市民公益活動を支援し、NPOが活動しやすい環境づくりを進めます。

あなたも寄附を通して「社会貢献」をしませんか。

✿ 寄附金の使いみち

市内で活動する市民公益活動団体を支援するために、次のような取り組みに使います。

- 市内で活動するNPO法人への補助金 ※補助を受けるには、事前に登録が必要です。
- その他、市民公益活動団体の支援

✿ 寄附先などを選んで寄附できます

寄附金の使いみちとして、特定の団体や、特定の分野で活動する団体への補助金を希望することができます。特に希望がない寄附金については、NPO法人をはじめとする公益的な活動を行う団体を幅広く支援するために活用します。

※補助金の交付に当たっては、有識者等で構成する第三者機関での審査を行います。

寄附時のご意向は最大限尊重いたしますが、ご希望に沿えない場合もあります。

ご希望に沿えなかった場合でも、寄附金を返還することはできませんので、ご了承ください。

✿ 自動販売機の利用／設置を通して寄附できます

公共施設や、一部民間施設に設置されている「社会貢献型自動販売機」から、売上に応じた金額を寄附いただいています。

- この自動販売機で飲み物を購入することで、飲み物1本につき1～3円が寄附されます。
- 社会貢献型自動販売機を設置していただける方を募集しています。
- 自動販売機以外にも、市役所内コンビニなど一部店舗にもご協力いただいています。

社会貢献型自動販売機には、スカリンのステッカーが貼られています！見かけたらぜひご利用ください♪



✿ 寄附感謝状・協力証を贈呈させていただきます

年間寄附額に応じて、感謝状や協力証を贈呈させていただきます。

※寄附者の方ご自身が所属している団体を希望して寄附した場合は、感謝状・協力証をお渡しいたしませんので、ご了承ください。

また、寄附金額を問わず、ご希望により、ホームページなどで寄附者の方のお名前及び寄附額をご紹介させていただきます。

✿ 税制上の優遇措置が受けられます

よこすか元気ファンドに寄附していただくと、地方団体に対する寄附金として、税制上の優遇措置の対象となります。

■個人の場合

①所得税：寄附金額(A)か総所得金額等の40%(B)のどちらかの低い方の金額から2,000円を差し引いた金額が寄附金控除の対象となります。

(A・Bのどちらか低い方-2,000円)×所得税の税率(課税対象所得税額により異なる)

②個人住民税：C、Dの合計額を税額控除

C 住民税の基本控除=(寄附金額-2,000円)×10%

D 住民税の特例控除=(寄附金額-2,000円)×(90%-0~45.945%※1) ※2

※1 所得税の限界税率に復興特別所得税の税率を併せた率

※2 個人住民税所得割の額の2割を限度とする

③相続税：相続した財産を申告期限内に寄附した場合、その寄附した財産は、相続税の課税価格に算入されません。(一定の要件があります)

■法人の場合

寄附金額の全額を損金算入することができます。

※寄附者とその寄附によって、税法上「特別の利益がその寄附をした者に及ぶ」と認められる場合には、寄附金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

◎上記は令和5年4月1日現在のものです。税法などが変更される場合もありますのでご了承ください。

◎控除を受けるためには、寄附の翌年に確定申告または住民税の申告を行う必要があります。ただし、確定申告等を行わない給与所得者等については、専用の申請書を提出することで、確定申告等を行わずに控除を受けることができます(ふるさと納税ワンストップ特例制度)。申告方法の詳細については、お住まいの税務署(確定申告)もしくは市町村役場(住民税申告)へお問い合わせください。

◎寄附者とその寄附によって、税法上「特別の利益がその寄附をした者に及ぶ」と認められる場合、寄附金控除を受けることはできません。また、よこすか元気ファンドを通さずに、この基金の登録団体に直接寄附を行っても、上記の地方団体への寄附には該当しません。

*** 寄附申込書などのダウンロード、団体の登録方法などの詳細については、横須賀市ホームページをご覧ください。(「よこすか元気ファンド」で検索してください)**

寄附の申込・団体の登録・お問い合わせはこちらまで

横須賀市 民生局 地域支援部 地域コミュニティ支援課 市民協働推進担当

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所2号館2階

TEL : 046-822-9699 FAX : 046-827-4803

Eメール : shimin-kyodo@city.yokosuka.kanagawa.jp